

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200644号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200035号

## 第1 結論

昭和51年\*月から昭和53年12月までの請求期間、昭和55年9月から平成元年3月までの請求期間及び平成7年9月から平成16年\*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年\*月から昭和53年12月まで  
② 昭和55年9月から平成元年3月まで  
③ 平成7年9月から平成16年\*月まで

私は、前回、私の亡くなった夫(訂正請求記録の対象者)の国民年金について、請求期間①は婚姻前であり、請求期間②及び③は婚姻後であるが、国民年金の加入手続や保険料の納付については、私の分も含めて全て亡くなった夫が納付していたはずであるとして、訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

しかし、私は夫が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと信じており、前回の答申書の判断は全く納得できるものではない。再度訂正請求を行うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る前回の年金記録訂正請求については、i) 請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたとする訂正請求記録の対象者は、既に亡くなっていることから、当時の納付状況等が不明であること、ii) 請求期間①及び②について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、被保険者資格記録の入力処理年月日(平成7年4月3日)により、平成7年4月頃に

払い出されたことが推認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号を確認することはできないことから、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続は、平成7年4月頃に初めて行われたと考えられ、当該加入手続前までは、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間とされており、国民年金保険料を納付することはできず、加入手続時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできないこと、iii) 請求期間②及び③について、請求者は、婚姻後の期間は、訂正請求記録の対象者が訂正請求記録の対象者自身及び請求者の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているものの、オンライン記録によると、請求期間③の請求者の保険料は、平成25年9月27日に当時の後納制度を利用して納付された記録となっている平成15年9月分の保険料を除き、全て未納であることが確認できることなどから、既に令和元年10月29日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の請求と同じ訂正請求内容で、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は訂正請求記録の対象者が納付していたにも関わらず、未納とされていることに納得できないとして、再度訂正請求を行っているものであるが、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2200645 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2200036 号

## 第 1 結論

昭和 55 年 4 月及び同年 5 月、昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間、平成 7 年 9 月から平成 15 年 8 月までの請求期間並びに平成 15 年 10 月から平成 16 年 \* 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 28 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで  
③ 平成 7 年 9 月から平成 15 年 8 月まで  
④ 平成 15 年 10 月から平成 16 年 \* 月まで

私は、前回、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料については、私の亡くなった夫が全て納付していたはずであるとして、訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

しかし、私は、夫が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたと信じており、前回の答申書の判断は全く納得できるものではない。再度訂正請求を行うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求については、i) 請求者は、国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したのは夫であり、これらの状況については分からない旨陳述している上、請求者の夫は、既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付状況は不明であること、ii) 請求期間①について、オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、昭和 55 年 6 月 23 日に請求者が国民年金に任意加入したことにより、払い出されたものであり、請求期間①は、国民年金に未加入の期間であり、請求期間①に係る納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間②、③及び④について、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料は、夫が夫自身及び請求者の保険料を納付していた旨陳述しているものの、オンライン記録によると、

夫の当該期間の保険料は未納であることが確認できるところ、夫の国民年金番号は、その国民年金被保険者資格記録の入力処理年月日（平成7年4月3日）により、平成7年4月頃に初めて払い出されたものと推認できることから、それより前は、夫は国民年金に加入していなかった上、当該払出時点においては、請求期間②に相当する期間の夫の保険料は時効により納付することができないことなどから、既に令和元年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の請求と同じ訂正請求内容で、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料は亡くなった夫が納付していたにも関わらず、未納とされていることに納得できないとして、再度訂正請求を行っているものであるが、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。